

関係省庁における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法令の旧姓記載について

女性活躍・男女共同参画の重点方針2025（令和7年6月10日閣議決定）において、関係府省においては、旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組むこととしています。（旧姓とは、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する「旧氏」をいう。）

これを踏まえ、国土交通省を含む関係省庁では、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）及びこの法律に基づく政省令等（以下「海防法令」という。）の規定に基づく、申請・届出、交付・署名等における旧姓の記載等の運用について、下記のとおり取り扱うこととしています。

記

1 旧姓記載の取り扱い

海防法令の規定に基づく申請・届出、交付等に係る氏名欄について申請者等が、申請・届出、交付、署名等を行う際に、旧姓の記載を希望する場合は、旧姓のみの記載とすること、又は現行の氏名に加えて旧姓を併記することが可能です。

ただし、証明書等（登記事項証明書(船舶登記簿謄本等)、船舶国籍証書、仮船舶国籍証書、国籍証明書、漁船登録票、その他住民票の写し等の公的な証明書類）により申請者等の氏名の確認が必要となる事務については、従前どおり、各種証明書等の記載に従うものとします。

2 申請書等への記載

旧姓記載を希望する方であって、現行の氏名に加えて旧姓の併記を希望する方は、申請書等の氏名欄において、旧姓を括弧書きで併記するものとします。

(申請書等の記載例)

旧姓を併記する場合は、[□□] で追記

【申請書】

第1号の9の2様式（第12条の14の7関係）（平26国交令81・追加、令元国交令20・令2
国交令98・一部改正）

排出承認申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

国土[□□] 太郎

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の14の7第1項
の規定により、次のとおり申請します。

試験、研究又は調査
の目的

【承認証】

第1号の9の3様式（第12条の14の8関係）（平26国交令81・追加）

排出承認証

承認番号

承認年月日

年 月 日

承認を受けた者の氏
名又は名称及び住所
並びに法人にあつて
はその代表者の氏名

国土 [□□] 太郎 殿

以上